

第1回松戸市文化会館及び松戸市民劇場指定管理者候補者審査委員会 議事録

1. 日時

平成29年9月26日(火) 16時30分から18時30分

2. 場所

松戸市教育委員会 5階会議室

3. 出席者

<審査委員>

委員長 平野 昇 生涯学習部長(市職員)

副委員長 河野 正幸氏(学識経験者)

委員 太下 義之氏(学識経験者)

委員 津川 正治 生涯学習部 参事監(市職員)

委員 星野 敦子 生涯学習部 参事監兼社会教育課長(市職員)

<事務局>

生涯学習部 社会教育課 藤谷課長補佐、齊藤主査、中村主任主事

4 次第

- 1 指定管理者候補者審査委員委嘱状交付式
- 2 委員及び事務局の紹介について
- 3 委員長及び副委員長の選任について
- 4 議 事
 - (1) 利害関係の確認について
 - (2) 松戸市文化会館及び松戸市民劇場の随意指定について
 - (3) 指定管理者候補者評価表について
 - (4) 第2回審査委員会について
 - (5) その他
- 5 公益財団法人松戸市文化振興財団プレゼンテーション

5 配布資料

- 1 松戸市文化会館及び松戸市民劇場指定管理者審査委員会 委員名簿
- 2 松戸市文化会館及び市民劇場 指定管理者候補者評価表(案)
- 3 松戸市文化会館及び松戸市民劇場指定管理者審査委員会 参考資料
 - (1) 松戸市指定管理者の指定手続等に関する条例
 - (2) 松戸市教育委員会指定管理者の指定手続等に関する規則
 - (3) 松戸市文化会館条例
 - (4) 松戸市文化会館条例施行規則
 - (5) 松戸市民劇場条例
 - (6) 松戸市民劇場条例施行規則

(7) 松戸市文化会館・松戸市民劇場パンフレット

4 指定管理者申請書類一式

6 議事概要

1 指定管理者候補者審査委員委嘱状交付式

【委員への委嘱状の交付】

2 委員及び事務局の紹介について

3 委員長及び副委員長の選任について

事務局)

松戸市教育委員会指定管理者の指定手続等に関する規則第7条第1項の規定により、審査委員会に委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選によりこれを定めるとされております。まず、委員長につきまして、どなたか立候補またはご推薦はございませんでしょうか。

【委員の推薦により平野委員に決定】

事務局)

では、平野委員を当審査委員会の委員長とさせていただきます。次に副委員長の選任につきましては、いかがでしょうか。

【委員の推薦により河野委員に決定】

事務局)

それでは、松戸市教育委員会指定管理者の指定手続に関する規則第8条第1項の規定により委員長に議長をお願いし、議事を進めていただきたいと思います。平野委員長よろしく願いいたします。

4 議 事

委員長)

それでは、これからの議事につきまして、私の方から進めさせていただきます。よろしく願いいたします。まず、本日の審査委員会の成立の要件ですが、松戸市教育委員会指定管理者の指定手続等に関する規則第8条第2項の規定によりまして、委員の過半数以上の出席を持ちまして成立することになっております。本日は5名ということですので、会議は成立することを報告させていただきます。会議の公開につきましては、同規則第10条第1項の規定に基づきまして非公開とさせていただきます。よろしく願いいたします。なお、会議の議事録につきましては、審査に直接かわからない部分につきまして一部公開という形とさせていただきます。

それでは議事に沿って進めさせていただきます。まず 議事(1) 利害関係の確認について事務局より説明をお願いしたいと思います。

事務局)

【事務局より議事(1) 利害関係等の確認について説明および報告】

委員長)

ありがとうございました。ただいまの事務局からのご説明に関しまして何かございますか。

全委員)

異議なし。

委員長)

それでは、議事(2) 松戸市文化会館及び松戸市民劇場の随意指定について事務局から説明を求めます。

事務局)

【松戸市文化会館及び松戸市民劇場の随意指定について 事務局より説明】

委員長)

ただ今の説明に対しまして、なにかございますか。

委員 4)

市直営から指定管理者制度の導入になったと思います。そこでですが、市直営と比べても経費削減について効率的だということが伺えますが、そのあたりの金額について説明いただければと思います。

事務局)

指定管理者による管理運営は平成 18 年度からの導入となっております。平成 17 年度の決算額(支出)ですが、こちらは直営時、6 億 3 千 8 百万円に対して、平成 28 年度決算額指定管理者時では、4 億 6 千 4 百万円となっております、約 1 億 7 千 4 百万円ほど下がっております。

一方、収入は、施設使用料と事業収入がございます。施設使用料ですが市直営時の平成 17 年度の文化会館と市民劇場の施設使用料決算額は、約 1 億 5 千万円。これに対しまして、指定管理者であります松戸市文化振興財団の平成 28 年度決算額は約 1 億 4 千万円です。1 千万円ほど下がっております。理由を分析いたしましたところ施設維持における文化会館の休館日の増加が考えられます。しかしながら、施設使用料の収入をひと月あたりに換算してみますと平成 17 年度は約 1 千 3 百万円、平成 28 年度は 1 千 4 百万円ということになり逆に、百万円位増額となっております。

次に事業収入ですが、こちらは直営時、約 3 千 4 百万円に対しまして 28 年度は 7 千 6 百万円と 4 千 2 百万円の増額となっております。以上の理由から、支出は大幅に抑えられ、収入は増となっておりますので管理経費の削減につながっているものと判断いたします。

委員長)

よろしいですか。それでは続きまして 議事 (3) の指定管理者の評価表について 事務局より説明をお願いいたします。

事務局)

【評価表及び得点の算定方法、最低基準点について事務局より説明】

委員長)

ありがとうございました。質問がありましたらどうぞ。

委員長)

経営の安定性をどのように考えればいいですか。

事務局)

選定基準(5)経営の安定性につきましては、現在中小企業診断士の方に関連書類をお渡しし、審査をお願いしております。第2回審査委員会の時、中小企業診断士の診断結果をお持ちしますので、その資料を参考にいただければと思います。

委員 5)

申請書類後ろの資料に松戸市文化振興財団の3年間の財政状況のデータがありますので参考になるのではないのでしょうか。

委員 1)

選定基準の(1)から(6)は変えられないということですが、これからの文化施設は健常者だけでなく障害のある方にも、利用できる施設であって欲しいと思っています。実際、障害者差別解消法が施行されていますし、文化施設の審査項目のどこかに明示的に入っていた方が、良いと思います。基準的に入っていないと指定管理者側もきちっと対応しなくていいとなってしまうのではないかと思われま。

事務局)

今回ご審議いただき、評価項目を変更するのであれば変更案の文言を整理して委員の皆様にも事前にご提案・ご確認するとともに、10月3日に改訂したものをご提示させていただきます。

委員長)

たとえば選定基準(2)の4は、施設の利用の中で公平性を確保されているか。バリアフリー等の対応が出来ているかということの評価するのでしょうか。

委員 1)

通常の社会教育施設の公民館や市民センターなど抽選を実施することで、公平性を確保することはすごく大切ですが、文化施設に関しては、時に公平でない事の方が文化振興にかなうことがあると思います。例えば、公演でリハーサルを含めて占有しないとクオリティの高い舞

台が出来ない。これも同じようにルールにのっとって抽選してしまうとかえって文化振興が阻害されてしまうケースがでてくることもあるのではないのでしょうか。松戸市としての考え方もあるのですが、施設利用の公平性を確保しているかどうかをあまり重視しない方がいいこともあるのではないのでしょうか。

委員長)

以前に、9月議会で森のホールの施設利用の稼働率が低いのではないかとの話もあったところですよ。

委員 1)

議会でそういう議論がでているのであれば、これをきっかけに考えてみてもいいのではないのでしょうか。

委員 5)

4番の施設の利用や公平性を確保されているのかを置き換えるかたちですか。

委員長)

公共施設として市がどのように考えるかということですね。

委員 4)

一定の基準を設ければ、それが公平性につながるということですね。

委員 1)

別の次元での公平性を確保するという考え方もあると思います。単純に誰でも等しく抽選という公平性もあるけれど、市として何に重点をおいた上での公平性かということも考えていく必要があると思います。

委員 2)

同じようなことですが、アマチュアのみなさんが出来るだけイベントとして使い易いという意味では、ここで言っている公平性ということになるが、プロフェッショナルな人たちには期間が欲しいという方には足枷になってしまうこともあるでしょうから、その考え方も大切になってきますね。

委員長)

現在、他課においても審査委員会を実施していますが、そのへんの兼ね合いは考えなくてもいいのでしょうか。

事務局)

大丈夫です。

委員 4)

評価点についてですが、平均点一人70点、平均点がもし6割いかなかったらどうなりますか。

ないとは思いますが、万が一6割いかなかったらもう一度開催になりますか。

事務局)

基本的には、審査会で協議していただきました委員皆様のコメントやご助言等含めまして協議結果を教育委員会に提案して考えていきたいと考えております。

委員 4)

もう一度お聞きします。万が一、いかなかったら開催しますか。

委員 5)

評価自体は同じなので、点数がいかないということは何が足りないのかということになると思います。足りないことを含めてこの中で審議して、それでも指定してもいいのかこの審査委員会での協議になるのではないのでしょうか。

委員 1)

文化振興財団は、随意指定という経緯を経て現在に至っていますよね。たぶん過去の実績を勘案して相応の提案をしてくるだろうと見込みがあるということが仮に崩れてしまったということ想定した場合ですね。

そもそも随意指定からやり直しをする方法と随意指定が間違っていないが、提案内容があまり良くなかったことによる、再提案させる方法があると思います。

委員長)

そこで、最低基準6割ということははたしてどうか、その辺はいかがですか。

委員 1)

6割は、低すぎるのではないかと思います。むしろ7割ぐらいが、しかるべきじゃないかという気がします。というのは9点が満点、0~3まで選択肢がありますけど最低でも2がついてないとおかしいですよ。できれば3がついてほしい。仮に全部2だったとすると66.6%、全部2だったらたいしたことないですよ、随意指定することないですよ。66.6%だと随意指定した意義が問われる気がします。

委員 4)

前回も最低基準は、6割ですか？実際の前回の点数は何点だったのですか。

事務局)

前回6人に審査していただき84.8点が平均でした。

委員長)

前回の最低基準は、6割で審査されたんですね。それを7割に上げるという事は随意指定するので、さらに厳しく審査することで、さらに高い位置を目指して欲しいという期待もあって7割にあげるという考え方もあると思いますね。

委員 5)

現在、市の指定管理は市民センターなどが導入していますが、随意指定を行っているところは市民センター1カ所と駐輪場関係だったと記憶しています。今回の指定管理については、文化振興ということで、他の施設とは違った特殊性があると思います。市の6割という設定にこだわらず、松戸市の文化振興を推進していきたいという思いを反映させるため、高めに設定すると考えてもいいと思います。単に運営管理をすればいいということではないですし、特殊性のある団体と解釈し7割に設定するという考え方はありだと思います。

委員長)

7割という案が出ておりますが、これで提案することよろしいでしょうか。

委員 5)

今迄合格ラインは6割の72点だったのを、7割の84点とするということですよ。

委員長)

では、よろしいでしょうか。今2点でしております障害者の対応を明記した細目に変更すること。最低基準を6割から7割にアップすることの2点が変更点となります。障害者の対応については選定基準(2)の中の評価項目4を変えるということになりますでしょうか。

事務局)

細目に合わせて変更したいと思います。

委員 1)

障害者の対応といっても、一般的に車いすで来られる方を連想されると思いますが、文化施設でやれることはいっぱいあります。たとえば、聴覚障害の人がお芝居を見たい時に何らかの対応ができないか、字幕、タブレットなどいろいろあるけれど、もっと単純なことだと、芝居の台本を貸し出すだけでもだいぶ違います。

委員長)

そういう視点はたぶんなかったと思います。

委員 5)

そういう点は、提案書を見ないとわからないですね。提案書になればここで具体的にどうするのか再度確認してもいいのかもしれませんが。

委員 1)

プレゼンテーション書に書いてありますが、随意指定であっても、要望の提案は出来ますよね。

事務局)

意見として、提案できます。

委員 4)

配慮の部分ですよね。ハード面で見るとソフトで見るとかですよね。施設管理で設備を準備するという見方と主催者がどう協力できるか、どう指導できるかという点ですよね。

委員長)

ハード面は当たり前ですよね。ソフト面の部分を会場に入ったとき、いろいろな障壁をどう対応出来るかということですね。

委員 1)

例えば、職員がすぐに筆談する用意はできるか、という配慮等ですかね。

事務局)

指定管理者側が主催する事業であれば、ソフト面の対応は可能かと思いますが、貸館的に実施した場合、プロ公演では主催者側がどうかということになります。指定管理者側が自主的な事業としてやる場合はどうかという判断であればソフト面も対象になるかなと思います。

委員 2)

借りるときに必ず受付の時に聞かれますよね。

委員長)

それでは、この2点でよろしいでしょうか。評価基準につきまして事務局案の(2)の中の4を障害者の対応に変更する形でよろしいでしょうか。

全委員)

異議なし

委員長)

続きまして、最低基準点についてですが6割ではなく、7割に上げることでよろしいでしょうか。

全委員)

異議なし

委員長)

それでは、議事(4)の次回第2回審査委員会について事務局より説明をお願いします。

事務局)

【第2回審査委員会について事務局より説明】

委員長)

議事4まで終わりました。休憩にはいります。

【休憩】

委員長)

それでは、審査委員会を再開します。公益財団法人松戸市文化振興財団のプレゼンテーションを行いますので、入室してください。

【松戸市文化振興財団入室】

【財団プレゼンテーション実施】

委員長)

質疑応答を行います。確認したいことが、ございましたらどうぞ。

委員 5)

大ホールの現在の利用率はどのくらいですか。

財団)

平成 28 年度の利用率は、67.5%です。

委員 2)

音楽面で見ると優れたホールだと開館した当時から言っていて、録音やいろいろ使われていますね。一般の団体が使用する金額の感覚としては大ホールの利用料は高額です。それを使い易い値段に上手くできると利用率も上がるのかなと思います。

出来た時の大ホールは、約 2,000 席のキャパシティで市民会館は 1,000 席で丁度、間があって市民会館がそのような使い方が出来なくなってきました。1,000 席が無くなっていきなり小ホールが使えれば 500 から 2000 になってそのキャパの差にも抵抗のある団体がけっこういますよね。お金が掛かると、そんなに集められないのではないか、集客できないのではないかという点が不安要素ですよね。少しだけ料金をなんらかの措置で安くするような配慮があると使いやすくなるきっかけになると思います。

財団)

現在の減免措置として、社会教育関係団体の利用によるものや、イベント内容によりますが、財団との共催による減免があります。

委員 2)

土日は埋まっているみたいですが、平日の利用は少ないですね。

財団)

財団の収入も加味して、減免の幅を今後考えていかないといけないですね。

委員 1)

5点伺いたいのですが、まず一点目として施設利用者数の確保として10%拡大というのは、何人から何人まで確保するのか。二点目は、平成30年度は、松戸市文化会館開設25周年と記載がありますが、記念イベント等、何か具体的に考えがあれば教えてほしいです。三点目に、簡易修繕についての金額枠についての話がありましたが、財団の経費運用としてカバーできるものなのでしょうか。四点目になりますが、財団さんは全国公立文化施設協議会等に入って研修など行っているかお聞きしたいです。最後に、先ほどの議論の中でも出ましたが、事業運営の中で健常者の対応だけでなく障害者の対応をお聞きしたいです。今年4月に障害者差別解消法が施行され、文化施設でも障害のある方、一般的には車いすをイメージされがちですが、それだけでなく聴覚障害、視覚障害、様々な方への対応が求められていますので、取り組みを教えてください。

財団)

まず、一点目ですが平成28年度の決算ベースから見まして、文化会館が335,073人の利用です。10%増に利用になりますと368,580人となります。市民劇場につきましては、平成28年度決算で78,369人、10%増になりますと86,235人、19年度で87,000人の集客がありますのでそこにもう少しで届くという水準ですので、達成できない数字ではないと考えています。

委員 1)

この数字は、来場者数を計上していますよね。すると、イベントの内容にも左右されることになるので財団の取り組みがストレートに反映するわけではないですよね。

財団)

確かにイベント内容にもよると思いますが、財団も自主事業を実施していますので、そこから多くの方に来館いただけるような内容を考えてきたいと考えています。まず、目標を掲げるということで、当財団の意気込みをご理解いただけたらと思います。

二点目の25周年のイベントですが、21世紀の森と広場からすると「自然」、私たち財団からすると「文化振興」、博物館からすると「歴史民族」に触れる機会を提供できると思います。この3団体が連携し、「和太鼓」をテーマにした企画を練っています。

次に、簡易修繕経費はどうかという点ですが、指定管理料に盛り込まれた形でいただくものですが、われわれの財源になりますから、それが足りないとなればそれを使ってやっていくということになります。

財団)

現実的には、財団の益から持ち出しせざるを得ない状況にあります。しかし、逆に利益を追求せず修繕にあてられるからこそ、営利企業ではなく、公益財団法人である松戸市文化振興財団が指定管理に向いているのではないかと思います。利益を生んで確保することが目的ではありません。トータルで0になれば、公益財団法人の運営としては100点満点、その中で修繕をやるべきものはどんどんやっていこうと考えています。

財団)

四点目ですが、全国公立施設連絡協議会に加入しております。しかし、現状では派遣職員は3年で引き揚げになってしまう点や、せっかく研修に行っても異動のサイクルが根底にある為、積極的に機会を提供したい反面、先を考えると参加しにくいところがあります。

財団)

障害者の対応は、委員さんがおっしゃる通り重要になってきております。現状、施設はバリアフリーにも対応してない時代の建築物ですので、難しい部分もあります。ですが、出来るところまでやっていこうという思いはありますから、文化会館には車いす対応として車椅子席を設置しています。足の不自由な方も利用できるようにエレベーターもありますし、コンサートであればホールの担当者と事前に調整もします。実例として、先日は、宝塚公演の時に80歳半ばの高齢者が来場するのですが、心配ですとのお電話をいただき、お名前をお聞ききしてホール担当が対応を配慮したケースがありました。その他にも、配慮が必要な際は、ご相談に応じて対応しております。ただ、委員さんおっしゃる通り、耳が聞こえにくいとか聞こえないとか、目が見えない等について対応しきれない部分があるのも現状です。点字も含めて、どういったあり方がいいのか全国の色々なホールを参考にさせていただきながら検討させていただきます。

委員 1)

正解があるわけではないので、ご検討をよろしくお願いいたします。

委員 5)

新たな計画的業務としてアウトソーシングするという提案について、実際にコスト部分はどうなる状況なのでしょう。

財団)

今までは財団の直営で窓口業務の職員を雇っていたのですができればスリム化をしたい、委託化して安く抑えたいと思いがあまして、30年からは受付業務につきまちは委託化していきたいと考えております。

委員 1)

経費が増えておりますけれど、人件費等を含めて雇止め問題を考えるとこうせざるを得ない状況なのですね。

財団)

昨今、欠員募集をしてもハローワークに行っても求人を募っても応募がない現状もあります。土曜日が休みではないですし、会館は22時まで開けておりますので、勤務ローテーションが特殊なため、財団の力では集めにくいです。それであれば、専門性の高いところに委託をして職員を派遣してもらおうほうがコスト的にはスリム化できると考えています。

委員 4)

四半世紀過ぎる施設で、施設内で老朽化して大変かと思いますがけれども、基本理念からどういうことを目指してやって行きたいのかというのがあれば、教えてください。

財団)

財団は、施設管理と文化振興という二面性がある、施設管理者としては、今後も安定的かつ良好な施設運営をしていきたいというところが目指すところです。一方、文化振興の面ではいろんな夢が達成できるのではないかなと思っています。その究極の形が、今目指している文化振興財団と国際交流協会、観光協会この3つが共同で21世紀の森全体を使って自主事業を行っていく姿ではないかと思っています。文化振興財団には施設という箱があります。ただ、職員が少ないので事業がぎりぎりの部分があります。観光協会は今年4月、法人化しまして立ち上がりました。そうすると観光協会の会員さんは市内の商店の方とかいろいろ入っていますから、人手や知恵があります。例えばご当地商品や食品を売ることが出来たり、商いの知恵があります。国際交流協会は近隣国の中国、韓国問わず最近ではベトナムなど各国の人たちが松戸市内に住んでいます、自分たちの国をアピールしたいと思いがあってと思いますので、いろいろな国の人たちとコラボすることで、松戸の文化が一つの文化ではなくて全世界に発信できるような文化になればいいかなと思っています。その模様を各財団のホームページで全世界に発信することによって、松戸ブランドの発信がどんどん出来てくるのかなと思っています。これが、文化振興財団の目指したいところです。

委員長)

その場所が21世紀の森と広場なのですね。ありがとうございます。

委員長)

他にご質問等がございますか。ないようなので、質疑応答を終わります。ありがとうございます。それでは、片付けのご準備が出来次第、退席をお願いします。

【松戸市文化振興財団 退席】

委員長)

本日の議題については、すべて終了しました。以上をもちまして、第1回指定管理者候補者審査委員会終了させていただきます。

第2回松戸市文化会館及び松戸市民劇場指定管理者候補者審査委員会 議事録

1. 日時

平成29年10月3日（火）13時30分～15時30分

2. 場所

松戸市文化会館 小会議室2

3. 出席者

<審査委員>

委員長 平野 昇 生涯学習部長（市職員）

副委員長 河野 正幸氏（学識経験者）

委員 太下 義之氏（学識経験者）

委員 元倉 眞琴氏（学識経験者）

委員 津川 正治 生涯学習部 参事監（市職員）

委員 星野 敦子 生涯学習部 参事監兼社会教育課長（市職員）

<事務局>

生涯学習部 社会教育課 藤谷補佐、齊藤主査、中村主任主事

4. 次第

- (1) 施設視察に関する質疑について
- (2) 中小企業診断の結果について
- (3) 評価表の記入について
- (4) 結果の公表について
- (5) その他

5. 配布資料

- (1) 企業診断報告書
- (2) 評価表

6. 議事概要

事務局)

ただ今より、平成 29 年度 第 2 回松戸市文化会館及び松戸市民劇場指定管理者候補者審査委員会を開催致します。さっそくですが、現地視察ということで、これより松戸市民劇場及び松戸市文化会館の視察を行います。

【松戸市民劇場 視察】

【松戸市文化会館 視察】

事務局)

【配布資料の確認】

それでは、議事に入らせていただきます。平野委員長、議事進行をよろしくお願い致します。

委員長)

改めましてよろしくお願い致します。現地視察お疲れ様でした。それでは、議事進行を務めてさせていただきます。

本日の審査委員会は、委員の過半数以上の出席がございますので、「松戸市教育委員会指定管理者の指定手続等に関する規則」第 8 条第 2 項により成立していますことをご報告致します。

また、「同規則」第 10 条第 1 項の規定により当審査委員会は非公開と致します。しかしながら、会議の議事録につきましては、事務局からの報告事項など審査に直接関わらない部分については、一部公開と致します。

それでは、議事に入ります。議事の 1「施設視察に関する質疑について」でございますが、2つの施設を視察して頂きまして、何かご質問等がございましたらよろしくお願ひしたいと思います。

よろしいですか。無いようですので、松戸市文化振興財団職員の方は、ここでご退席をお願い致します。

【財団退席】

委員長)

続きまして 議事 2「中小企業診断の結果について」です。事務局より説明をお願い致します。

事務局)

まず、指定管理者候補者の財務状況の健全性を確認するため、企業診断士の方に診断していただきました。診断書の結果と致しましては、「経営については安定している」との診断結果を頂きましたので、報告させていただきます。

委員長)

ありがとうございました。今の事務局からのご説明についてご質問のある方いらっしゃいますか。よろしいですか。続きまして 議事の3「評価表の記入について」事務局より説明をお願いします。

事務局)

評価表の記入について説明させていただきますが、前回会議でございました(2)住民の平等利用を確保するものであることの、細目番号4の変更につきまして、修正案を委員皆様に確認させていただき、了解を得ましたので、まずは、報告させていただきます。

次に、評点の記入方法ですが、前回会議でもご説明させていただきましたが、0点から3点の4段階となっております。委員の皆様には、評価表の一番右の評点欄に記入をお願いします。また、2枚目の右下には評点合計の記入欄がございますので、評価者氏名の記入とあわせてお願い致します。以上でございます。

委員長)

ありがとうございました。今の事務局からのご説明についてご質問のある方いらっしゃいますか。

委員 4)

はい。前回、今まで、最低基準点が6割で設定されていましたが、この間の審査委員会で7割に設定させて頂きましたが、間違いないですか。

事務局)

はい。

委員長)

他にございますか。よろしいですか。ないようでしたら、審査に入りますので、一旦事務局にお返しします。

事務局)

それでは、各委員の皆様、評価表へ審査結果の記入をお願い致します。記入が終了しましたら、評価表を回収させていただきますので、その場で挙手をお願い致します。時間は20分間でございます。3時10分までをお願いします。

【評価表記入】

【集計終了】

委員長)

それでは、議事の4の「結果の公表」についてです。事務局より審査結果の公表をお願い

します。

事務局)

審査結果の公表についてです。審査の結果一覧表をお願いします。各委員の皆様にご記入いただきました評価表の集計結果をお伝えする前に、ご自身で記入した評点のとおりとなっているか、最終確認をお願いしたいと思います。

【評価表確認】

事務局)

よろしいでしょうか。それでは、審査結果の公表を致します。

選定基準の合計は、103.4点でございますので、最低基準点の84点を上回っております。

なお、最低基準点の84点につきましては、先程、ご質問も頂きましたが、前回会議でご審議頂きました120点満点の7割となっております。以上でございます。

委員長)

ありがとうございました。審査した結果、最低基準点の84点を上回っているので、公益財団法人松戸市文化振興財団を随意指定候補者として指名致しますが、よろしいでしょうか。

全委員)

意義なし

委員長)

ありがとうございました。では、松戸市教育委員会からの諮問に対し、松戸市教育委員会指定管理者審査委員会は、この審査結果を答申することと致します。なお、委員の皆様から何か、コメントやご助言等があればお伺いしたいと思いますが、何かありますでしょうか。

委員3)

せつくなので、評価表を見ますと選定基準(1)と(2)の点数は、他と比べると点数が落ちていますね。これは、施設に対しての色々なメンテナンスや使い方や安全性については、非常にご留意願っているのですが、実際には、市民と一体となったこれから先のビジョンが感じられるような、そういうプレゼンテーションの結果になってなかった部分もあるのではないかと感じますので、これから先、努力して頂きたいと思います。

委員長)

そうですね。バラツキがあるということは、何かあるということなので、そのあたりを認識して頂くなかで、今後、どうやっていくかということだと思います。

他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは貴重なご意見ありがとうございました。これにて議事を終了と致します。次に、議事の5「その他について」、事務局で何かありますでしょうか。

事務局)

その他についてですが、事務局より今後の流れについて、簡単にご説明させていただきます。本日の審査結果を答申として、松戸市教育委員会へご報告させていただきます。併せて仮協定を締結致します。次に10月の松戸市教育委員会会議へ議案を付議します。更に12月の松戸市議会へも議案を付議し、両機関への議決を経て正式に次期指定管理者となります。来年2月の準備行為を経て、平成30年4月1日から4年間管理運営を開始致します。以上でございます。

委員長)

ありがとうございました。今後の流れについて説明がありましたが、何か質問等がございますか。よろしいでしょうか。無いようでしたら、以上をもちまして第2回松戸市文化会館及び松戸市民劇場指定管理者候補者審査委員会を閉会と致します。